

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となつていく。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となつていく。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要である。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなつていく。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約六割が「小中高校の望ましい学級規模」として、二十一人～三十人を挙げている。

三十五人以下学級について、小学校一年生、二年生と続いてきた三十五人以下学級の拡充が、平成二十五年度は予算措置されていない。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある三十一カ国）の中で日本は最下位となつていく。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は二分の一から三分の一に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につながる必要がある。こうした観点から、平成二十六年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 一 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
  - 二 きめ細やかな教育の実現のために、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するとともに、少人数学級を推進すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月三日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿  
 参議院議長 平田健二殿  
 内閣総理大臣 安倍晋三殿  
 財務大臣 麻生太郎殿  
 文部科学大臣 下村博文殿

